

業務部速報

申17号

No. 63

発行 13. 5. 15

JR東労組 業務部

組合員一要求による労働条件向上を求める申し入れ

2回目
その2

第11項 所有住宅援助金は5年目以降の減額を廃止し、一律月額5000円とすること！

組合 会社は持ち家を推進している中で 2500 円という金額は少ない！

会社 2500 円の根拠は社宅使用料と持家の固定資産税の差額プラス、維持管理費である。初期の負担軽減のため増額している。

第12項 住宅援助金は単身赴任中に住居を新築、購入した場合も受給可能とすること！

組合 建てて単身赴任に行く方と単身赴任中に建てられる方で条件は同じだ！

会社 基本は社員本人の居住があって援助金を支給するところで線引きをしていることを理解してもらいたい。

第13項 入寮資格を採用年齢の向上や社会人採用の増加に伴い、40歳に引き上げること！

組合 入社年齢も上がり、社会人採用も見ると 40 歳は高い年齢ではない。上限の 33 歳は新卒だけが対象ではないか。見直すべきだ！

会社 居住率が 80% を超えておりかなり高い。他社の上限平均 (約 33 歳) や結婚の平均年齢 (約 32 歳) からすると妥当である。

第14項 イーストハイムの入居条件を、家族状況に関わらず入居できるようにすること。グリーンスタッフの社宅使用を可能にすること！

組合 入居条件を緩和すべきだ。3 人では入れない理由は何か！

会社 75 m² は広いので 4 人世帯とする。3 人で入れるイーストハイム N を今後整備する。

組合 グリーンスタッフも入社後、結婚等生活環境が変わる可能性もあるので社宅使用を可能とすること！

会社 グリーンスタッフは通勤可能範囲で配属をしている。通勤不可能になる転勤は考えていない。

第15項 帰省代用証の支給枚数を104枚にすること

組合 現行枚数では少ない。週 1 回帰省でき、繁忙期でも使えるようにすること！

会社 要望は承ったが、決して少ないという認識は無い。使用禁止期間は購入券と同様。

第16項 地方支社から首都圏支社へ配属された新入社員に帰省代用証を交付すること！

組合 地方採用なので拠点はあくまでも地方。帰省代用証を交付すべきだ。

会社 どこかで線引きが必要。この件は配属であり、帰省ということにはならない。

第18項 保存休暇の使用範囲を、家族を介護する場合にも拡大すること！

組合 高齢化社会が進む中で高齢者を抱える社員は増加する。早期に制度改正を検討すべきだ！

会社 介護は避けられない問題であるが、保存休暇に入れるまでの価値判断には至らない。

職場からの声を会社へぶつけるも対立！
会社へ継続議論を要請！引き続き職場からの声を上げていこう！